



【問合せ先】
市民生活課市民相談センター・
消費生活センター
(☎28-9110)

還付金詐欺にご注意を！

市役所や年金事務所などの公的機関から税金や保険料が戻ってくるという還付金詐欺の電話が多く発生しています。

ATMに誘導され、指示されたとおりにATMを操作すると、お金を「受け取る」のではなく、犯人側の口座に「振り込む」というものです。払い戻しには期限があると焦らせ、早くATMに向かうよう指示をします。

アドバイス

- ・ATMから税金、保険料は戻りません
- ・電話でお金のお話が出たら詐欺を疑いましょう
- ・還付金などに心当たりのある方、または不審に思った方は、市役所などの担当部署へ連絡し確認しましょう

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談

要予約

ID1026284

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです。
とき＝5月7日☎13:30～16:30
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先＝同センター（☎28-9110）
※5月1日☎15:30までに予約してください